平成 22 年 5 月 21 日

各　位

会 社 名　株式会社　ラ・パルレ
代表者名　代表取締役社長　森山　路子
（コード 4357 大証第ヘラクレス、S）
問合せ先　経営企画室長　井上　淳一
（TEL.　０３－３２５４－９３００）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 25 日開催予定の第 20 期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会および取締役会の招集権者および議長に関する規定を変更するものであります。

２．変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します）

現　行　定　款	修　正　案
（招集権者及び議長） 第 11 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。	（招集権者及び議長） 第 11 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。
（取締役会の招集及び議長） 第 20 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。	（取締役会の招集及び議長） 第 20 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 22 年６月 25 日（金）
定款変更の効力発生日　　平成 22 年６月 25 日（金）

以　上